

売 買 契 約 書 (案)

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立精神医療センター（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、物品の売買について次の条項により契約を締結する。

（売買物品）

第1条 発注者が受注者に発注する物品の品名、規格・品質及び数量は次のとおりとする。

品 名	規格・品質	数 量
白 衣	別紙仕様書のとおり	別紙仕様書のとおり
白 靴		
靴 下		

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は する。

（納入期日等）

第4条 納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

納入期限 平成31年3月15日

納入場所 宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）

（売買代金の支払）

第5条 発注者は、前条による納入確認後、売買代金を受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（違約金）

第6条 発注者は、受注者が第4条の期限までに納入しないときは、遅延日数に応じ、年5.0%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

（契約の変更）

第7条 発注者は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めたときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）

第8条 発注者は、納入された物品が第1条による規格・品質等と相違すると認められたとき又は受注者が第4条による期限内に指定の場所へその数量を納入しないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、前条の契約解除に伴い発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、本契約を解除した場合において、受注者に損害が生じてもその賠償の責めを負わないものとする。

3 この契約の解除の場合において、一部履行済みのものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済みの現品を還付することがあっても、受注者はこれに対し異議を申し立てることはできない。

(かし担保)

第10条 受注者は、発注者に物品を引き渡した後、その物品に隠れたかし又は発注者が指定する内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り替え、又は補修するものとする。

(その他)

第11条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者 名取市手倉田字山無番地
地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立精神医療センター
院長 角藤 芳久

受注者